

議案第 1 号

富津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

富津市教育委員会会議規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則について、富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 5 条第 2 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 9 月 26 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

請願については、採択又は不採択に決するとされているが、複数の要望項目を含む請願が提出された際に、要望項目ごとに採択するか否かを決するため、新たに一部採択を設ける。また、請願の取扱いについて、関係法令との整合を図るため、本規則の一部を改正する規則を制定するものである。

富津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

富津市教育委員会会議規則（昭和46年富津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項を削る。

第29条中「前条第2項の規定により報告のあった」を削り、「会議において採択」の次に「若しくは一部採択」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

富津市移動図書館車運営規程の一部を改正する訓令の制定について

富津市移動図書館車運営規程（昭和56年富津市教育委員会訓令第3号）の一部を改正する訓令の制定について、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和6年9月26日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市立図書館条例施行規則の改正に伴い、富津市移動図書館車運営規程の図書貸出冊数を6冊以内から10冊以内に改正するほか、条文の整備を行う必要があることから、本規程の一部を改正する訓令を制定するものである。

富津市移動図書館車運営規程の一部を改正する訓令

富津市移動図書館車運営規程（昭和56年富津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（貸出手続）

第4条 図書の貸出しの手続きについては、富津市立図書館条例施行規則（令和4年富津市教育委員会規則第6号）第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「図書館資料」とあるのは「図書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第5条中「1回当たりの貸出」を「貸出しを受けることができる」に、「6冊」を「10冊」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の富津市移動図書館車運営規程第4条第2項の規定により交付を受けている図書貸出券は、この訓令による改正後の富津市移動図書館車運営規程第4条の規定により交付を受けた図書貸出券とみなす。

富津市移動図書館車運営規程（昭和56年富津市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p><u>（貸出しの手続）</u></p> <p>第4条 図書の貸出しを受けようとする者は、<u>図書貸出券交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該図書の貸出しを受けようとする者が小学生以下の者であるときは、交付申請書に当該小学生以下の者の保護者氏名を併記しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該提出をした者に図書貸出券（別記第2号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>図書貸出券の交付は、1人につき1枚とする。</u></p> <p>4 <u>図書貸出券は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</u></p> <p>（貸出期間及び冊数）</p> <p>第5条 図書の貸出期間は、当該図書の貸出しを受ける日から次の巡回日までとし、<u>1回当たりの貸出冊数は6冊以内とする。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p>第2号様式（第4条関係）</p> | <p><u>（貸出手続）</u></p> <p>第4条 図書の貸出しの手続きについては、<u>富津市立図書館条例施行規則（令和4年富津市教育委員会規則第6号）第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「図書館資料」とあるのは「図書」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（貸出期間及び冊数）</p> <p>第5条 図書の貸出期間は、当該図書の貸出しを受ける日から次の巡回日までとし、<u>貸出しを受けることができる冊数は10冊以内とする。</u></p> |